

大牟田市宮繕工事における 入札時積算数量書活用方式運用マニュアル

令和 8 年 4 月
大牟田市都市整備部建築住宅課

はじめに

大牟田市営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアルは、大牟田市都市整備部発注の営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施に関し、発注者及び請負者間における積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるよう、「大牟田市営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」を補足する資料として整理したものである。

1. 目的

- 本方式の実施の目的は、大きく以下の3点が挙げられる。
- ・契約後に発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間における協議を円滑に行うことができる。
 - ・協議の結果、必要に応じて数量変更を行うことで、適正な請負代金額となり、契約の適正化に資するとともに営繕工事の品質確保につながる。
 - ・発注者の積算数量に関して、発注者が請負者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者積算数量の活用が促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

2. 用語の定義

- ・「数量基準」：公共建築工事積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」
- ・「積算数量」：工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量
- ・「入札時積算数量書」：発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面
- ・「工事費内訳書」：入札時に入札参加者から提出される工事費内訳書

3. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取り扱い

入札時積算数量書は、入札公告等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量どおりの施工（履行）を求めるための「契約数量」にはならない。よって、入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査は行わない。

また、入札参加者に入札時積算数量書の活用を義務づけるものではないため、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を

提出したとしても、その入札を無効とすることはない。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札手続き時に入札時積算数量書に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に質問することができる。発注者は、入札参加者から質問を受け付けた場合、確認の上、必要に応じて積算数量を訂正し、訂正後の積算数量を公開する。

なお、入札時積算数量書の位置づけは下表となるため、その質問回答書も設計図書ではないことに留意すること。

	工事請負契約約款第1条 における設計図書	工事請負契約約款第18条 の2における契約事項
「入札時積算数量書」及び それに対する「質問回答書」	該当しない	該当する

(3) 積算数量に関する協議

請負者が積算数量に疑義が生じた場合の確認の請求は、協議を行う積算数量の部分に関する施工が完了するまでに行う。

協議を求めるにあたっては、当該積算数量に対して疑義を生じるに至った根拠資料を提出するものとする。根拠資料は、図面、拾い書及び「公共建築（設備）数量積算基準」の該当箇所の抜粋とする。

「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」は下記の国土交通省のHPよりダウンロード可能。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

なお、入札時積算数量書と工事費内訳書の全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関する部分が一致していれば、協議が可能とする。

(参考：別添1のフロー及び別添2の協議書様式)

4. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

入札時積算数量書の訂正は、設計変更ではないが、その工事費の積算は、以下のとおり、設計変更における工事費の積算と同様に行うものとする。

- (1) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、公共建築工事積算基準 第8（設計変更における工事費）の規定に準じるものとする。
- (2) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、公共建築工事共通費積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）2(7)、3(7)及び4(4)の規定に準じるものとする。
- (3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、公共建

建築事標準単価積算基準（平成19年2月15日付け国営計第145号）第1編5
(設計変更時の取り扱い)の規定に準じるものとする。

(4) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

5. Q&A

問. 本方式は、現場施工数量による精算変更をすることを目的としているのか。

(答)

本方式の目的は、当初入札手続き時に発注者が示した入札時積算数量書に疑義があった場合の契約後の協議について明確化し、協議等の円滑化を目的とするものです。このため、現場施工数量に基づいた精算変更（設計変更）を目的とするものではありません。

問. 本方式では、積算基準では計上されない自社独自の項目や費用を盛り込んだ工事費内訳書を提出してはいけないのか。

(答)

本方式は、入札時積算数量書の積算数量や書式の使用を義務づけるものではありません。このため、入札参加者が独自の数量や項目を盛り込んだ工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありませんが、入札参加者が独自に盛り込んだ数量や項目については、協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

問. 入札時積算数量書において、本来あるべき項目がない場合にも、発注者に対して確認の請求ができるのか。

(答)

数量基準に基づき本来項目としてあるべきものが無い場合については、当該項目に関する確認の請求が可能です。なお、当該項目が一式表示となる項目である場合は、対象から除きます。

問. 「入札時積算数量書の積算数量」と「現場の施工数量」に乖離が大きい場合には、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

本方式において協議の対象としている入札時積算数量書の積算数量は、数量基準（公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準）に基づき算出された数量であり、施工数量ではありません。

このため、施工数量に対して本方式を活用した協議及び請負代金の変更を行うこと

はできません。

なお、施工数量との乖離ではなく、数量基準に基づき算出した数量として乖離が大きい（疑義がある）場合には協議が可能となります。

問. 請負者独自の数量算出方法によると、入札時積算数量書の積算数量と差があるので、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

本方式は発注者が適用している数量基準に基づくものであるため、請負者独自の数量算出方法に基づいた数量に対して協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

問. 入札時積算数量書の積算数量と工事費内訳書の数量が全て一致しないと協議に応じないのか。

(答)

本方式は、契約後、入札時積算数量書における積算数量に疑義が生じた場合、疑義部分の数量が受発注者とも一致している部分について協議を行うことができます。つまり、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議が可能です。

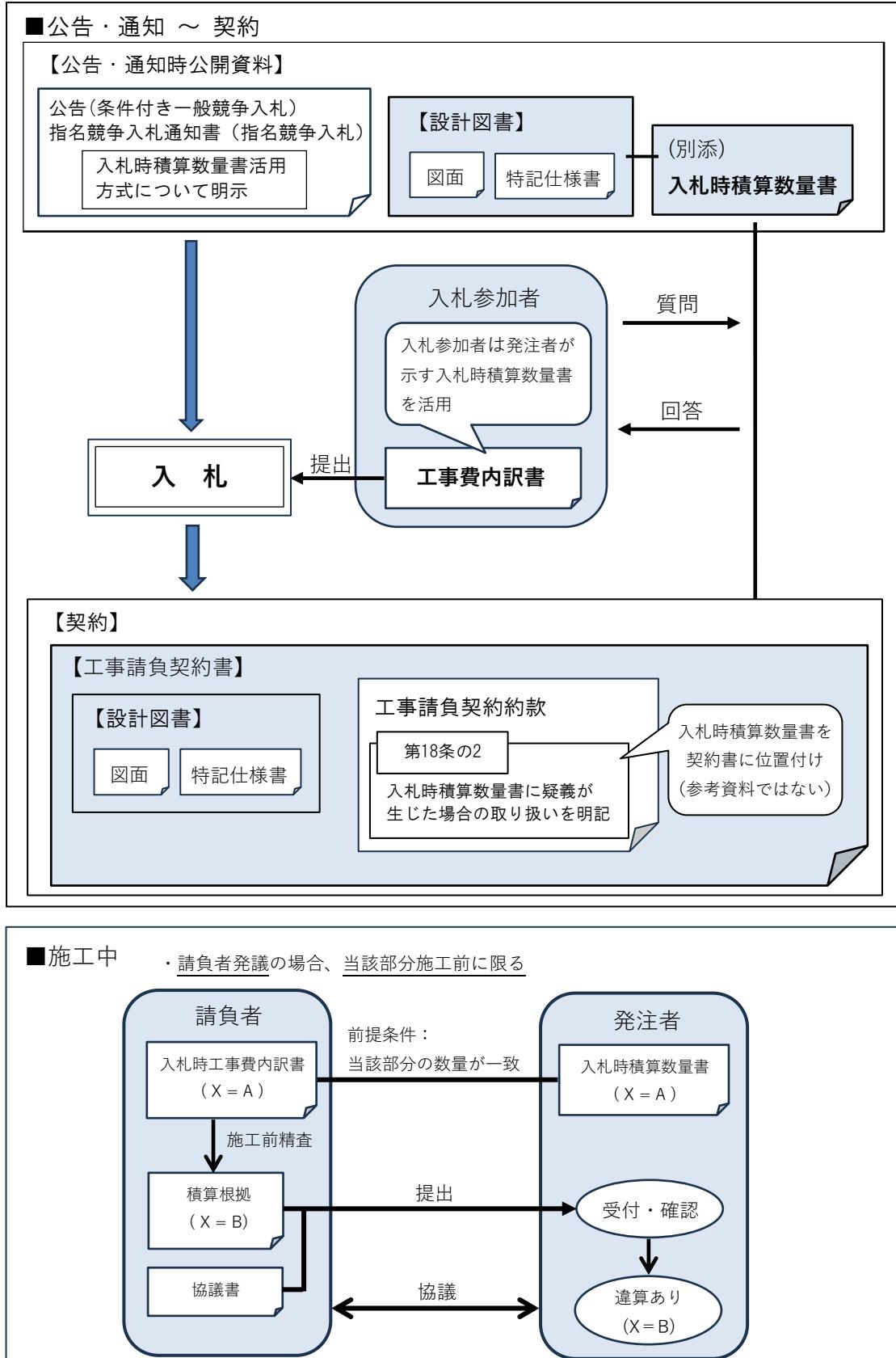
問. 工事請負契約約款第18条の2第1項に基づく請負者からの確認の請求においては、どのような資料を提出する必要があるか。

(答)

当該数量に対して疑義を生じるに至った根拠を提出して頂く必要があります。「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」に基づき、図面や拾い書等で該当数量の積算根拠が分かるように作成してください。具体的な内容については、疑義の対象となる項目において異なるため、担当者に相談して下さい。

(別添1)

入札時積算数量書活用方式に係る協議フロー



(別添一2)

工事請負契約約款第18条の2第1項に関する協議書

工事名			
請負者			
工期			
① 請 負 者 発 議 事 項	(記入欄)		
	上記のとおり、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じましたので、確認を求めます。		
	当該部分着手 (予定)日		当該部分完了 予定日
発議日		現場代理人	
② 発 注 者 確 認	(記入欄)		
	上記のとおり、確認しました。		
	年 月 日	設計 担当者	設計担当 主査

※ 添付資料：図面、拾い書、「公共建築（設備）工事数量積算基準」の抜粋

(別添一2) (協議書提出時の記入例)

工事請負契約約款第18条の2第1項に関する協議書

工事名	○○中学校大規模改修工事		
請負者	○○建設(株)		
工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		
① 請 負 者 発 議 事 項	(記入欄) ○○棟建工具事 WD-1 片開きフラッシュ戸 W800×H1800 3か所 ではなく 4か所 の誤り (別途添付図面参照)		
	入札時積算数量書の細目別内訳から疑義が生じた箇所の名称、数量を明記してください。 ※名称だけで該当箇所を特定できない場合は摘要まで明記		
	上記のとおり、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じましたので、確認を求めます。		
	当該部分着手 (予定)日	令和8年5月1日	当該部分完了 予定日
	発議日	令和8年4月15日	現場代理人 ○○ ○○
② 発 注 者 確 認	(記入欄) 当該部分の施工が完了している場合は協議不可		
	電子入力で可		
	上記のとおり、確認しました。		
	設計 担当者	設計担当 主査	
	年 月 日		

※ 添付資料：図面、拾い書、「公共建築（設備）工事数量積算基準」の抜粋